

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年8月20日(火)
- 2 場所 環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室
- 3 議題 湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、中井委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

(事務局)

資料1により、事業概要およびこれまでの経緯について説明。

(事業者)

資料2により、計画段階環境配慮書の概要について説明。

- ・既存施設の老朽化に伴い、施設を集約しつつ更新を行うこととし、用地の公募を行ったところ4地域から応募があり、選定委員会において審査を行い木尾町に決定した。
- ・環境影響評価の対象事業は廃棄物焼却施設の設置であるが、事業実施想定区域と山の間において斎場整備を行う予定。
- ・斎場整備に当たり生活環境影響調査を実施し、その結果を公表している。
- ・事業実施想定区域はもともと田であったところ。
- ・公害防止基準値は既存施設の基準値を踏まえて今後設定する。
- ・施設排水は施設内で処理するなど河川放流は行わない計画。生活排水は下水道放流、雨水は公共用水域へ放流する。
- ・複数案は、構造物等の構造である「煙突高さ」に関して59m(A案)および80m(B案)の2つの案を設定した。
- ・本事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えられるが、複数案で影響の程度が異なると想定される主要項目である「大気質」および「景観」を計画段階配慮事項として選定した。
- ・大気質については、A案およびB案ともに現状の環境濃度からの変化は小さく環境基準を満足するため、同等と判断される。
- ・景観については、A案およびB案ともに主要眺望点からの眺望景観への影響は小さいが、眺望点における煙突部分の仰角および垂直視覚はA案に比べてB案が若干大きくなる。
- ・A案のほうが相対的に優位と評価される。

(会長)

ただいまの説明について、まずは事業計画について委員の皆さまからご意見を願うが、最初に、斎場やごみ処理施設の集約について、どのような集約を考えているのか説明いただきたい。

(事業者)

斎場については、こもれび苑、木之本斎苑、余呉斎苑、西浅井斎苑の4つを集約する。廃棄物処理施設としては、現在の焼却施設であるクリスタルプラザ、し尿処理施設である第一プラント、粗大ごみの破碎施設であるクリーンプラント、また現在は休止している伊香クリーンプラザの4つを集約する予定。

(会長)

配慮書 p2-1 の最初にそのようなことを具体的に記載していただくと、よりわかりやすいので、方法書以降で記載いただければと思う。

(事業者)

方法書以降で、具体的な名称を示しながら記載していきたい。

(委員)

焼却施設の規模は約 150 トン／日とのことだが、今後どの程度変動し得るのか。

(事業者)

ごみ処理基本計画を今年度見直すので、その数字を元に考えることになるが、人口減少等を踏まえると大きく増えることはないと思込んでいる。

(委員)

災害廃棄物の処理余力として10%上乗せされているが、これは一般的なものなのか。大きな災害のときには、これで災害廃棄物を処理することは困難だと思うが。

(事業者)

ご指摘の余力だけで災害廃棄物を処理しようというわけではなく、全国的な事例を見ても近隣自治体との広域連携を前提に、できる部分は自分でやるということで8%や10%といった設定がよく見受けられるため、今回は10%と設定した。

(委員)

施設規模についてであるが、クリスタルプラザの処理能力が 168 トン／日、クリーンプラントの粗大ごみの処理能力が 40 トン／5 時間となっているが、これを集約して約 150 トン／日になるということか。

(事業者)

新施設の約 150 トン／日は焼却施設のみ能力であり、クリスタルプラザの後継施設の処理能力になる。これに加えてクリーンプラントの後継施設等も設置していく計画である。

(委員)

新施設の規模感としては、既存の焼却施設のクリスタルプラザと大きく変わるものなのか。

(事業者)

詳細についてはこれから検討するが、処理能力等から単純に考えると現状の施設と差異はないと考えている。

(委員)

事業実施想定区域と山の間スペースに斎場を作るとのことだが、現状どのような状況なのか。

(事業者)

現在造成工事をしているところであり、2 m ほどかさ上げされている状態となっている。建屋は来年 1 月頃から 1 年半くらいかけて建設する予定。斎場については環境影響評価の対象ではなく、任意で生活環境影響調査を実施し、その結果は地元にも説明し、公表している。

(会長)

現在の炉の焼却方式はストーカ式であるが、流動床式にすることもあり得るのか。また、創エネルギーということで、廃棄物焼却時のエネルギー利用、発電等が検討されているのか。

(事業者)

詳細は整備基本計画を立てる中で今後検討していく予定としている。発電については、他の事例を見ても 100 トン／日を超えるところは発電設備を備えているところが多いため、有力な候補として考えている。

(委員)

斎場を作る部分は1.8ヘクタールということでスペースより大きいように思うが、山を削ることになるのか。

(事業者)

田に盛土するのみであり、山を削ることはない。

(会長)

それでは続いて環境影響評価の部分についてご意見を願います。

(委員)

大気への排出物質の拡散の検討に当たって地形の影響は考慮していないということだが、煙突と同等程度の高さの山が東側にあることを考えると、森林の樹冠への沈着や地形の影響により生じる風の流れもあると思うので、計算結果と実際の状況は異なると思われる。こうしたことについてはどのように考えているのか。

(事業者)

ご指摘の点は認識しているが、今回は配慮書ということで概略の影響の予測、設定した複数案による影響の違いが見えるように調査を実施したもの。ご意見を踏まえつつ、方法書以降ではそうした要素、側面を含めて検討していく必要があるのかなと考えている。

(委員)

森林への物質の沈着について、雨が降った時のウェットな沈着があると思うが、そのあたりは考慮できるものなのか。

(事業者)

実際の着地濃度は計算できるが、その濃度が植物等に対して沈着を含めどの程度影響があるのかということについては、知見が乏しいところがあると思うが、そうした調査が必要だということになれば、可能な限り調べながら考えていくこともあるかなと思っている。

なお、他の自治体の事例ではそういったところまで検討していないと承知しているところ。

(委員)

平地の場合は今回のような方法でよいのかもしれないが、今回は煙突と同じくらいの高さの山がせまったところで、そこが民有林のようでもあるので、普段は計算されないようなことも環境配慮として考える必要があるのではないかとということで指摘させていただいた。

(委員)

工事に伴う濁水について考慮しなくてよいのか。

(事業者)

工事中の水の濁りについて、今回の施設整備に当たり影響はないとは言えないと考えているが、重大な影響という観点で考える中で、従来から人為的な耕作地であり、もともと濁水が流出しにくい樹林地を削るなどの行為は行わないため配慮書段階では大きな影響があるとは言えないと整理している。方法書以降の段階では、一般的には検討している例が多いと承知しているので、考えていきたいと思っている。

(委員)

事業実施想定区域の周辺は田が広がっており、今はいるかわからないが、配慮書 p 3-55 に記載されているようにスナヤツメやニゴロブナ、イチモンジタナゴ等の希少生物が水路にいるような地域であり、そうした生物への影響が考えられるので、方法書以降では調査していただくようお願いする。

また、すぐ近くにコウノトリの人工巣塔がある。このあたりはコウノトリの幼鳥が来るということで地元の方の協力のもと今年1月に人工巣塔が建てられたようだが、地元の理解は得られているのか。地元の方が大切にされているコウノトリへの影響についても考慮していただければと思うので、この点について教えていただきたい。

(事業者)

ご意見は参考にさせていただきます。

コウノトリの人工巣塔を建てた方は地元の木尾町の方であり、建てた場所も木尾町である。地元の方からコウノトリの話も聞いており、理解は得られている状況。影響については今後検討していくが、人工巣塔の設置に御協力いただいた豊岡市の方にも施設の建設について話をさせていただいており、今後調査はさせていただきますが、特に影響はないと聞いている。

(委員)

配慮書ということで、かなり考えられているなど思っている。今後方法書に進んでいくと思うが、風について、琵琶湖の近くでは夜は琵琶湖側に吹き、昼は琵琶湖から陸側

に向かって吹くといった変動がある。平均化するとこういう変動が見えなくなってしまうので、こういったことも考慮して調査を進めていただければと思う。

また、これまで耕作地だったということだが、配慮書 p 3-33 に記載されているように近くでテトラクロロエチレンが検出されているので、こういった点も踏まえて調査項目についても検討いただければと思う。

(事業者)

具体的な調査計画を検討する際に、ご意見を参考にさせていただく。

(委員)

1 点目として、配慮書 p 3-179 に長浜市景観まちづくり計画がまとめられており、表中に景観形成重点区域について多く記載されているが、長浜市は市域全域が景観計画区域であり、重点区域ではなくとも計画があり、事業実施想定区域についても景観ゾーニングの中で自然景観ゾーンになっている。計画では、おそらく山なみ景観ゾーンか田園・里山景観ゾーンだと思うが、それについて現状分析や課題等も書かれていると思うので、まずはそこにしっかり言及したほうがよいと思う。重点区域ではないので特に規制等はないが、自然景観ゾーンに書かれていることを参照すると、「伊吹の山並みは、市民が身近に見渡すことのできる景観である」ということなどが明文化されているので、まずはそういう地域であるということをしきりと記載していただきたい。

2 点目として、今回のフォトモンタージュ作成の 2 地点は、この地域において観光上重要な地点であり妥当だと思うが、これらは 3 km 以上離れており、煙突等が小さく見える場所になっている。景観計画に照らして考えると、この地域の景観の魅力は、どこにでもあるけども原風景がしっかり残っているというふうに解釈することが妥当と思うので、建屋のボリューム感をしっかり評価するために 3 km 以上離れた眺望点だけを採用することが妥当かということについて検討していただきたい。観光客からの見え方、周辺の集落からの見え方といったように、もう少し近接した 1～2 点程度において煙突や建屋がどう見えるか評価することが必要と考える。

3 点目として、今回のフォトモンタージュが煙突の垂直角だけで評価されているが、建屋のボリュームもかなり大きいと思われる。眺望点を検討される際には、詳細が固まっていなければクリスタルプラザと同程度と仮定するなど工夫していただき、その上で色彩等について検討いただければと思う。

(事業者)

ご意見を踏まえて、調査地点の設定等について、方法書以降でしっかり検討していく。

(委員)

燃え殻およびばいじんの発生量は方法書以降で予測・評価する予定ということでしょうか。

(事業者)

ごみ処理基本計画ができた段階で、方法書以降で検討していく。

(委員)

大気の予測のところ、排ガス量は類似施設を参考にすることだが、ごみ質がかなり違ってくと思う。現有施設の排出濃度を見ると高い数値のものはないので、そうしたところで担保されているのかもしれないが、ごみ質の影響についてはどのように考えているのか。

(事業者)

今回の予測に当たっての排ガスの設定については、配慮書 p 5-17 に少し詳しく記載しており、平成 21 年度版のごみ処理施設台帳の類似規模施設のうち、排ガス量が一番多くなる条件を適用している。ごみ質の違いも考慮した上での設定ではないが、今後方法書以降で詳細に検討していくに当たっては、現状の排ガス量や焼却炉の性能が向上していることも踏まえ、プラントメーカーからも意見を聞きながら、過小評価にならないよう設定する予定。

(委員)

この台帳は少し古い気がするので、できれば新しい知見を使っていたらと思う。また景観の観点から、白煙対策についても今後の方法書以降で検討いただけるといいと思う。

(会長)

事業計画や建物の形状等は方法書の段階で確定するのか。

(事業者)

建物の大きさ等は概ね決まるが、設計施工一括発注となるので、最終的にアセスの中では決まらない。環境影響評価においては、どういう方法で評価していただけるかということについては検討する。

(会長)

排ガスの諸元は確定するのか。

(事業者)

排出濃度については、計画の中で実施していく。排ガス量に関しては、基本設計を来年以降していく中で、上限の数字は出てくると考えている。

(委員)

大気質について、配慮書 p 5-9 では地形の起伏を考慮した詳細な予測、短期濃度の予測をしていくということだが、風速の鉛直分布をどう取り扱う予定か。東側の山の高さが事業実施想定区域より 50~60m くらい高く、検討された煙突の高さに近いので、排出口がこれより上になるか下になるかで、特に東西方向の風の環境が変わると思う。このあたりについて、説得力のある方法を考えていただければと思う。

(事業者)

今回は、斎場事業の関係の地上気象を適用して拡散予測をしているが、ご指摘のように地上からの高度の違いで風向や風速の違いが出てくる可能性がある。方法書はこれからであるが、上空の風についても連続で調べる必要があるかと考えている。

(委員)

山や里山、田を含めた生活圏に施設が建つということなので、当該地域だけの調査でなく、後の山の利用等も昔はあったかもしれないので、方法書段階ではもう少し大きな範囲で文化財や伝承文化について聞き取り調査等を実施していただければと思う。

(事業者)

承知した。

(委員)

配慮書 p 3-76 について、小谷城跡として 3 点が記載されているが、これだけではないと思う。方法書以降ではしっかりとポイントを地図上に落とし込み、明示すべきである。

(事業者)

出典である長浜市の指定文化財地図等の表現を図示したものであるが、実際にご指摘のこともあると思うので、方法書以降で可能な限り詳細に示していきたい。

(委員)

先ほど景観の話が出ていたが、配慮書 p 3-131 に国道 365 号沿道景観形成重点区域について記載されており、眺望景観に配慮するなどの記述もあることから、国道 365 号か

らの見え方も検討したほうがよいのではないか。

(事業者)

方法書以降で検討させていただく。

(会長)

複数案の結論が曖昧であり、まだ決めていないということか。

また、今回教科書のようなきれいな形で配慮書がまとめられているが、大気質についてはこれまでこういうことは散々されており、長期濃度では影響がないことはわかっている。A案の煙突高さ 59mが、建物ダウンウォッシュが生じるとされている条件に該当するかどうかということを記載していただけるとよかったと思う。

(事業者)

複数案の結論はまだ決めていない。

ご意見の点については今後の参考にさせていただく。

(会長)

配慮書の第3章は現状について記載するところであるが、配慮書 p 3-44 は約1年前の状況で、この後に土砂で土地がかさ上げされ、すでに異なった状況にあると思うので、これを入れ込んだ意味は薄く、かえってわかりにくいのではないか。現況はこれとは異なるということをも明記しておくべきではないか。

(事業者)

ご指摘の点を踏まえ、書きぶりについては方法書以降で対応したい。

(会長)

他にご意見はないようなので、本日の議題はこれで終了とさせていただく。

(事務局)

充実した審査をいただき、感謝申し上げます。

追加で意見等があれば、8月中を目途に事務局までお送りいただきたい。

以上